

令和4年度

保育所（園）・認定こども園入所申込の手引き

香美町教育委員会こども教育課

◆保育所（園）とは

保育所（園）は、日々保護者にかわって児童を保育する児童福祉施設で、ご家庭で保育することが困難と認められる場合に入所することができます。

◆認定こども園とは

幼稚園と保育所（園）の機能と特長をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行うとともに、地域の子育て支援も行う施設です。

◆保育の必要性の認定について

保育所（園）、認定こども園を利用する場合、必要に応じた教育・保育を提供するため保育の必要性や必要量を判定するため認定手続きが必要です。

3歳以上で教育を希望する場合・・・1号認定（教育標準時間認定）

3歳以上で保育を必要とする場合・・・2号認定（保育認定）

3歳未満で保育を必要とする場合・・・3号認定（保育認定）

◎保育認定は、＜保育を必要とする事由＞及び＜保育の必要量＞により認定します。

同居の家族（大人）全員が保育を必要とする事由のいずれかに該当することが必要です。また、保育の必要量は「保育標準時間」と「保育短時間」に区分します。

保育を必要とする事由	事由の基準	保育の必要量	
		保育標準時間 (最大11時間) (各施設の開所時間を限度)	保育短時間 (最大8時間) (基本8:00~16:00)
就労	月48時間以上、日常の家事以外で労働することを常態としていること	○	○
妊娠・出産	妊娠中または、産後8週間までであること	○	△
育児休業	育児休業中の兄姉の継続利用が必要である場合(育児休業開始日から1年を限度)	○	○
疾病・負傷・心身障害等	疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有していること	○	○
病人介護・看護	同居または長期入院している親族を常時介護または看護していること	○	○
災害復旧	自宅及びその地域の災害の復旧にあたっていること	○	△
求職活動・起業準備	就労のための継続的な活動や起業のための準備を行っていること(期間は3ヵ月、継続可)	○	○
就学	就学していること (職業訓練校等における職業訓練を含む)	○	○
虐待・DVのおそれ	保護者からの相談により教育委員会が協議の上認めた場合	○	△
その他	教育委員会が認めた場合(高齢など)	○	○

※父母で保育の必要量が「保育標準時間」と「保育短時間」とで異なる場合は、「保育短時間」の認定となります。

※△印・・・保護者が保育短時間認定を希望するときは、保育短時間認定とすることができます。

◆町内の保育所・認定こども園

公私	施設名	定員	住所	連絡先 (0796)	入園対象年齢※
公	①柴山保育所	45	香住区上計2-4	37-0352	生後12か月～4歳児
私	②みなと保育園	90	香住区一日市156-1	36-1053	生後5か月～4歳児
私	③青葉保育園	90	香住区下浜595	36-3135	生後8か月～4歳児
私	④宝樹保育園	50	村岡区村岡3030-1	80-9013	生後8か月～4歳児
公	⑤小代認定こども園	50	小代区実山68	97-2039	1歳～5歳児

※入園対象年齢は次の期間に生まれた子どもを指します。
0歳児のお子さんの入園の可否については事前に各施設にご相談ください。

5歳児	平成28年4月2日～平成29年4月1日
4歳児	平成29年4月2日～平成30年4月1日
3歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日
2歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日
1歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日
0歳児	令和3年4月2日～

＜施設概要＞

名称	①柴山保育所		設置者	香美町							
住所	〒669-6432 香美町香住区上計2-4										
電話	0796-37-0352										
定員	45人		入所年齢	生後12か月～4歳児							
保育時間 (月～土曜日)	2号認定	保育標準時間	7:00～19:00(時間外保育時間を含む)								
	3号認定	保育短時間	8:00～16:00								
保育の基本方針	<p>〈心豊かに元気よく育つ子どもをめざして〉</p> <p>(1) 異年齢保育の特色を生かし、一人ひとりの発達段階に寄り添い、温かいふれあいを大切にし、情緒の安定を図る。</p> <p>(2) 「あいさつ・体力づくり・読み聞かせ」に重点的に取り組み、基本的な生活習慣を身につけさせ、自立心や協調性を養う。</p> <p>(3) いろいろな遊びや自然との直接体験、他園との交流を通し、たくましく生きる心豊かな感性を育む。茶道を保育に生かし、3、4歳児は通年、お茶会を体験する。</p> <p>(4) 保護者との連携を密にし、理解と協力を深めながらぬくもりと信頼に満ちた保育を進める。</p>										
一日の過ごし方	7:00 開園	8:00 登園(視診)	9:00 自由遊び	9:30 3歳未満児ミルク チャレンジタイム	11:15 年齢別保育 自由遊び	給食 歯磨き	12:30 午睡	14:30 自由遊び	15:00 片付け おやつ	16:00 降園準備	19:00 降園 閉園

名 称	② みなと保育園		設置者	社会福祉法人 光明福祉会												
住 所	〒669-6542 香美町香住区一日市156-1															
電 話	0796-36-1053 FAX 0796-36-1344															
定 員	90人		入所年齢	生後5か月～4歳児												
保育時間 (月～土曜日)	2号認定	保育標準時間	7:00～19:00(時間外保育時間を含む)													
	3号認定	保育短時間	8:00～16:00													
保育の基本方針	<p>◎(自殺・不登校・いじめ等社会問題)現代社会を生きる子どもに必要な“よりよく生きる力”、“自己肯定感”を育む保育を目指しています。</p> <p>◎新しい保育指針、小・中学校学習指導要領に示されたアクティブラーニングに対応した保育です。(小学校に行くまでの基礎スキルを意識しつつ、「何を教えるか」から「何ができるようになるか」へ転換。)子どもの主体性を育てるための保育環境構成を整えます。</p> <p>◎子どもが、自ら遊びを選択し、遊びの中から学ぶ保育環境を提供して、当園スタッフと保護者の協力により、子どもの育ちを最大限サポートします。</p> <p>◎看護師のほか、調理員は、全て栄養士または調理師の資格を有しています。</p>															
保 育 目 標	<p>・私たちは、こんな子どもたちを育てることを大切にします。</p> <p>①素直な子 ②感謝できる子 ③人や社会に奉仕できる子 ④問題解決できる子</p>															
一日の過ごし方		7:00	8:00		12:00		16:00	19:00								
	3歳未満	開園	登園	看護師によるチェック(視診)	コーナー遊び	おやつ	年齢別保育	給食	着脱	午睡	着脱	おやつ	降園準備	看護師によるチェック(視診)	降園	閉園
	3・4歳				コーナー遊び	仏様礼拝	年齢別保育	給食	歯磨き	戸外遊び	(夏期午睡)	おやつ	仏様礼拝			

名 称	③ 青葉保育園		設置者	社会福祉法人青葉福祉会										
住 所	〒669-6564 香美町香住区下浜595													
電 話	0796-36-3135 FAX 0796-36-4733													
定 員	90人		入所年齢	生後8か月～4歳児										
保育時間 (月～土曜日)	2号認定	保育標準時間	7:00～19:00(時間外保育時間を含む)											
	3号認定	保育短時間	8:00～16:00											
保育の基本方針	<p>◎基本的生活習慣の確立</p> <p>◎設定保育形態の中で、子どもの自立性を促す</p> <p>◎和太鼓・空手を取り入れた保育</p> <p>◎緑豊かな保育</p> <p>◎豊かな心づくり、生き生きとした明るい子どもづくり</p> <p>◎生かせ命の保育</p>													
一日の過ごし方		7:00	8:00		12:00		16:00	19:00						
		開園	登園	自由遊び (看護師による視診)	礼拝、体操 (3歳未満児間食)	自由遊び 年齢別保育	給食 (歯磨きフツ素うがい4歳)	年齢別保育	自由遊び 異年齢児交流	たてわり保育	午睡	間食	降園準備(看護師による視診)	降園

名 称	④ 宝樹保育園		設置者	社会福祉法人宝樹福祉会					
住 所	〒667-1311 香美町村岡区村岡3030-1								
電 話	0796-80-9013								
定 員	50人		入所年齢	生後8か月～4歳児					
保育時間 (月～土曜日)	2号認定	保育標準時間	7:00～19:00(時間外保育時間を含む)						
	3号認定	保育短時間	8:00～16:00						
保育理念	<p><基本的生活習慣の育成> 子どもの願いや欲求を適切に満たしながら、基本的な生活習慣を育てる。</p> <p><感性、自立、協調の育成> 様々な体験の場を提供し、豊かな感性と自立・協調の態度を培う。</p> <p><豊かな心情と思考力の育成> 身近にある自然に親しみ触れ合いながら、豊かな心情と思考力を培う。</p> <p><愛される保育園> 保護者、地域社会の要望に応えられる保育を実現する。</p> <p><食を営む力の育成> 食と健康・食と人間関係・食と文化・いのちの育ちと食・料理と食など食を営む力の充実を図る。</p>							<p>幼児教育における遊びの5領域 安全・安心な保育をすると共に5つの領域を常に念頭におき保育を実施していきます。</p> <p>健康 人間関係 環境 言葉 表現</p>	
保育目標	◎元気で明るい子ども ◎よく見、よく考え、心も育つ子ども								
一日の過ごし方	7:00	8:00	9:00	11:30	12:30	15:00	16:00	19:00	
	開園	登園	自由遊 <small>(保育士による健康観察)</small> び	一斉保 <small>(年齢に応じた保育)</small> 育	給食	午睡	間食	降園準備	降園

名 称	⑤ 小代認定こども園		設置者	香美町						
住 所	〒667-1522 香美町小代区実山68									
電 話	0796-97-2039									
定 員	50人		入所年齢	1歳児～5歳児						
教育時間 (月～金曜日)	1号認定 (3～5歳児)	教育標準時間	8:00～14:00							
保育時間 (月～土曜日)	2号認定	保育標準時間	7:30～18:00							
	3号認定	保育短時間	8:00～16:00							
保育の基本方針	<p>遊び大好き！友達大好き！小代大好き！</p> <p>①おきくなるぞ！ ②じゃんじゃんあそぶぞ！ ③まんあふれるおじろっこ！</p> <p>◆ 家庭的な雰囲気の中で、子ども一人一人を大切にし、園、家庭、地域が一体となって歩むこども園 ◆</p> <p>○心身ともに健全な子どもを育み、心豊かに生きる力を育てる。</p> <p>○子ども一人一人を見つめ、子ども、保育士、保護者が共に育ち合う。</p> <p>○小代の自然、地域、友達との遊びを通して、いろいろな体験をする。</p>									
一日の過ごし方	7:30	8:00	9:30	11:50	12:50	15:00	16:00	18:00		
	開園	登園	自由遊 <small>3歳未満児おやつ</small> び	年齢別保 <small>3歳未満児おやつ</small> 育	給食	午睡 <small>(1～4歳まで)</small>	自由遊 <small>(5歳)</small> び	おやつ	降園準備	降園

◆入所（園）の申し込みについて

入所（園）申込期間 令和3年11月24日（水）～12月10日（金）

※入所（園）の申し込みは、先着順ではありませんので、期間内に申し込みをしてください。

※年度途中から入所を希望される場合でも、この期間から申し込みを受け付けます。期限後も随時申し込みは可能ですが、決定が遅れたりご希望の園へ入所できない場合があります。

※町外の幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業の利用を希望される場合は、上記の期限に関わらず早めに町教育委員会こども教育課へお問い合わせください。

※就労先の都合により、提出期間内に証明書が間に合わない場合は、町教育委員会こども教育課にご相談ください。

（電話0796-94-0101）

<提出書類>

① 教育・保育給付認定申請書兼利用申請書

平成28年1月から開始されたマイナンバー制度により、申請書にマイナンバーを記入していただきます。

② 保育を必要とする旨の証明書（2号認定、3号認定の保育認定申請をする場合のみ）

保育を必要とする事由	事由の基準	必要な証明書等
就労	月48時間以上、日常の家事以外で労働することを常態としていること	就労（等）証明書
妊娠・出産	妊娠中または、産後8週間までであること	母子手帳の写し （氏名、分娩予定日のわかるもの）
育児休業	育児休業中の兄姉の継続利用が必要である場合（育児休業開始日から1年を限度）	就労証明書
疾病・負傷・心身障害等	疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有していること	就労等証明書（民生委員の証明） 医師の診断書
病人介護・看護	同居または長期入院している親族を常時介護または看護していること	障害者手帳の写し 介護関係書類 等 いずれか1つ
災害復旧	自宅及びその地域の災害の復旧にあたっていること	就労等証明書（民生委員の証明）
求職活動・起業準備	就労のための継続的な活動や起業のための準備を行っていること（期間は3ヵ月、継続可）	申立書（求職活動）
就学	就学していること （職業訓練校等における職業訓練を含む）	合格通知書の写し 学生証の写し 等
虐待・DVのおそれ	保護者からの相談により教育委員会が協議の上認めた場合	別途ご相談ください
その他	教育委員会が認めた場合（高齢など）	就労等証明書 申立書（高齢） 等 いずれか1つ

【留意事項】

※証明書類は、児童の父母・祖父母または、同居の家族（大人）全員について提出してください。全員の証明書類が揃わない場合は、保育所等へ入所できない、または、希望する保育所等へ入所できない可能性があります。

※兄弟姉妹で入所を希望される場合は、証明書等は1部のみ提出してください。

※自営業、農業をされている方の就労等証明書について、民生委員の証明に代えて、次の書類を添付することも可能です。

自営業の場合・・・開業届出書(控)、営業許可証(写)、確定申告書(控)等、
事業を行っていることが分かる書類

自営専従者の場合・・・青色事業専従者給与に関する届出書、確定申告書(控)等

農業の場合・・・確定申告書(控)、収支内訳書(控)等、農業を行っている
ことが分かる書類

なお、家族が自営業主でその自営の手伝いをされている場合（給与等の支払いを伴わない場合）には、民生委員の証明が必要です。

※求職活動・起業準備の場合、認定期間及び入所決定期間は3ヵ月間です。この間に就労もしくは起業に至らなかったときは、求職活動・起業準備を継続することも可能ですが、再度申し立てを行っていただき、あわせて「求職活動・起業準備状況報告書」の提出を求めます。

なお、求職活動の内容を確認するため、ハローワーク（公共職業安定所）へ通っている方は、「雇用保険受給資格者証（写）」または「ハローワークカード（写）」、受付票など報告書に添付してください。また、紹介状や採用面接を受けたこと、または受ける予定が分かるものがあればあわせて添付してください。

ハローワーク以外の就職あっせん機関や求人情報誌等で仕事を探されている場合は、求職活動の詳細について報告書に記載を求めます。

※勤務等の内容や保育を必要とする事由に変更があったときは、速やかに変更後の就労等証明書を提出してください。勤務実態など証明内容に事実と相違があった場合、また、虚偽があった場合は、支給認定及び保育所等への入所が取り消されることがあります。

③ 児童の状況票（令和3年度に入所している児童は不要です。）

記入していただいた内容により、入所を希望される園に情報を提供する場合がありますので、予めご了承ください。

④（単身赴任等で保護者が町外に別居している場合）市町村民税額を確認できる書類

○「令和3年度市町村民税課税（非課税）証明書」または「住民税決定通知書」の写し（令和3年1月1日時点で住民登録のあった市町村の役所にて発行されます。）

○「令和4年度市町村民税課税（非課税）証明書」または「住民税決定通知書」の写し（令和4年1月1日時点で住民登録のあった市町村の役所にて発行されます。発行される時期は、おおむね令和4年6月中旬以降となるため令和4年7月末までに提出してください。）

※収入やご家庭の状況により、父母以外の方の書類の提出をお願いする場合があります。

<申請書類提出先>

◎現在入所中の場合

令和3年度現在、保育所（園）、小代認定こども園に入所している児童は、「現況届」を在籍している園、または、町教育委員会こども教育課、役場本庁福祉課、小代地域局へ提出してください。（現在入所中であっても、令和4年3月31日までの間で入所決定を受けている児童は新規入所扱いになります。）

◎新規入所または、町外施設を希望される場合

町教育委員会こども教育課、役場本庁福祉課、または小代地域局へ提出してください。

なお、申請書を提出されるにあたり、「本人確認」のため、申請者（保護者）の方のマイナンバーと本人確認を行います。

(ア) 申請者が提出する場合（保護者氏名欄に父の名前を記載し父が提出する場合。または、保護者氏名欄に母の名前を記載し母が提出する場合）



「マイナンバーカード」または「通知カードと本人確認書類^{*}」をご持参ください。

(イ) 同居の親族あるいは同居の親族以外の者が、代理人として提出する場合（保護者氏名欄に父の名前を記載し母（または祖父母）が提出する場合など。）



次の (i) ~ (iii) をご持参ください。

(i) 申請者の「マイナンバーカード」または「通知カード」（写しでも可）

(ii) 委任状（法定代理人の場合は戸籍謄本など）…申請書の裏面に記入

(iii) 提出に來られた方の本人確認書類^{*}

(ウ) 郵送で提出する場合



申請者の「マイナンバーカード（写し）」または「通知カードと本人確認書類^{*}（いずれも写し）」を同封し、町教育委員会こども教育課あてに提出してください。

※本人確認書類

○1つの書類で確認するもの(顔写真付き)

運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、在留カード、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特別永住者証明書、等

○2つの書類で確認するもの(顔写真なし)

公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、等

◆入所（園）の決定について

保育の必要性を審査し、施設の定員数に対する申込者数で判断し、保育所（園）、認定こども園への入所を決定します。なお、電話等により状況確認の調査を行う場合があります。

入所決定の時期は、令和4年1月下旬から2月上旬の予定ですが、新年度に向けた認定事務が集中するため、審査に時間を要することから通知が遅れる場合があります。

◆障害児保育について

歩行や言語などの発達の遅れ、心身の障害、疾病等がある児童に様々な保育上の配慮をしながら保育を実施します。

入所の申込にあたって、お子さんの成長について心配なこと、気になることがある場合は、「児童の状況票」に記入していただくなど、申込時にお申し出ください。診断書、障害者手帳の写しなどお子さんの状況がわかるものをごございましたらご提出ください。

なお、入所を希望される保育所（園）、認定こども園と面接を行うなどして、その児童に対する職員の増員や施設の整備などが必要であると判断された場合、ご希望の保育所（園）、認定こども園への入所の決定が遅れることや入所できないことがあります。

◆保育料及び給食費（副食費）について

令和元年10月から実施している幼児教育・保育の無償化により、幼稚園、保育所、認定こども園を利用する場合、3～5歳児クラスの児童全員と0～2歳児クラスの市町村民税非課税世帯は保育料が無償になります。

3～5歳児クラスの児童については、施設の利用料部分が無償となりますが、給食費（主食費及び副食費）は保護者負担となります。（施設により主食費は白飯持参の場合があります。）給食費（副食費）は、施設が指定する方法により、施設に納付してください。町内の公立施設は、町が徴収します。なお、年収360万円未満相当の世帯、または、きょうだい順位が第3子とカウントされた場合には、給食費のうち副食費が徴収免除となりますので、免除対象の方には「副食費徴収免除通知書」を送付します。

0～2歳児クラスの児童にかかる保育料は、国が定める上限額の範囲内において4月に決定します。

保育料及び副食費徴収免除の決定について、令和4年度4～8月分は、令和3年度の市町村民税額をもとに決定し、9月分以降は、令和4年度の市町村民税額をもとに決定します。

◆保育料の納付について

◎口座振替による納付の場合

「香美町預金口座振替依頼書」を提出してください。ゆうちょ銀行は、郵便局に備え付けの専用用紙にてお手続きください。

口座振替をご利用いただける金融機関

- ▶但馬銀行 ▶但馬信用金庫 ▶たじま農業協同組合 ▶みなと銀行 ▶三井住友銀行
- ▶なぎさ信用漁業協同組合連合会 ▶ゆうちょ銀行（近畿2府4県にあるゆうちょ銀行）

◎納入通知書による納付の場合

各月の中旬に納入通知書をお送りしますので、期限（月末）までにお支払いください。

納付場所

- ▶香美町役場 ▶香美町村岡地域局 ▶香美町小代地域局
- ▶但馬銀行 ▶但馬信用金庫 ▶たじま農業協同組合 ▶みなと銀行 ▶三井住友銀行
- ▶なぎさ信用漁業協同組合連合会 ▶ゆうちょ銀行（近畿2府4県にあるゆうちょ銀行）

<お支払い期限（口座振替日）>

毎月月末（口座振替日が土日・祝祭日の場合は、翌営業日）

◆問い合わせ先

〒667-1392

香美町村岡区村岡390番地の1

香美町教育委員会 こども教育課

電話0796-94-0101（教育委員会直通）

【参考】令和3年度 香美町保育料

1. 幼稚園・認定こども園〔教育〕3歳以上児（1号認定）

- (1) 利用者負担額（保育料）は0円です。
- (2) 給食費は別途徴収されますが、次の①または②に該当する場合、給食費のうち副食費部分が免除されます。
 - ①市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯
 - ②市町村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯で、小学校3年生以下の範囲において最年長の子どもから数えて3人目以降の児童

2. 保育所・認定こども園〔保育〕3歳以上児（2号認定）

- (1) 利用者負担額（保育料）は0円です。
- (2) 副食費（4,500円）は保護者負担となりますので、施設が指定する方法により、施設に納付してください。町内の公立施設は、町が徴収します。
- (3) 次の①から③のいずれかに該当する場合、副食費が免除されます。
 - ①市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯
 - ②ひとり親、障害児（者）のいる世帯等で市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯
 - ③市町村民税所得割課税額が57,700円以上の世帯で、保育所（園）、認定こども園、幼稚園等を同時に利用している園児の「きょうだい」があり、小学校就学前の範囲において最年長の子どもから数えて3人目以降の児童
- (4) 主食費については、白飯持参、または、白米代の納付となります。

3. 保育所・認定こども園〔保育〕3歳未満児（3号認定）

保育料階層区分表

（月額）

階層区分	算定基準	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護法による被保護世帯 （単給世帯を含む）	0円	0円
2	市町村民税非課税世帯	0円	0円
	ひとり親、障害児（者）のいる世帯等	0円	0円
3	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	9,700円	9,600円
	ひとり親、障害児（者）のいる世帯等	4,500円	4,500円
4	市町村民税所得割課税額77,101 円未満で、ひとり親、障害児（者）のいる 世帯等	4,500円	4,500円
	市町村民税所得割課税額 97,000円未満	15,000円	14,800円
5	市町村民税所得割課税額 169,000円未満	22,200円	21,900円
6	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	30,500円	30,000円
7	市町村民税所得割課税額 301,000円以上	36,000円	35,500円

※多子世帯の軽減

第3階層から第7階層に該当する世帯で、園児に「きょうだい」がいる場合、保育料が減額になる場合があります。ただし、市町村民税所得割課税額により「きょうだい」のカウントの仕方が異なります。

◎市町村民税所得割課税額57,700円未満（第3階層、第4階層の一部）に該当する世帯

保育料を支払う保護者と生計を一にする園児の「きょうだい」がいる場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円になります。高校生や大学生など別居していても、生計が同じであれば、園児の「きょうだい」とみなします。町外に転出された「きょうだい」がいる場合は、別途申出書を提出してください。

◎ひとり親、障害児（者）のいる世帯等で市町村民税所得割課税額77,101円未満（第3階層、第4階層の一部）に該当する世帯

保育料を支払う保護者と生計を一にする園児の「きょうだい」がいる場合、最年長の子どもから順に2人目以降は0円になります。高校生や大学生など別居していても、生計が同じであれば、園児の「きょうだい」とみなします。町外に転出された「きょうだい」がいる場合は、別途申出書を提出してください。

◎市町村民税所得割課税額57,700円以上（第4階層の一部、第5階層～第7階層）に該当する世帯

保育所（園）、認定こども園、幼稚園等を同時に利用している園児の「きょうだい」がいる場合、小学校就学前の範囲において最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円になります。

保護者の方へのお願い

- ★認定期間が終了した場合、また「保育を必要とする事由」がなくなった場合は、退所・退園の対象となります。
- ★保育利用時間の変更は月単位（申請の翌月1日から）となります。認定要件が変更となることを証明する書類を添付の上、変更申請してください。
- ★保育施設等を利用できる時間は、認定された保育時間の範囲内で、就労や通勤等でお子さんを保育できない時間に限られます。
- ★保育施設等の運営、保育サービスの維持・充実を図るためにも、保育料は必ず納期限内に納付してください。保育料等が未納の世帯には電話催告、訪問徴収、児童手当からの特別徴収（天引き）を行う場合があります。